

		経済環境常任委員会	
令和6年6月7日受理		請 第 15 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。 その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。 国は、平成30年度に当該交付金を地方消費者行政強化交付金に変更したが、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は交付率が定められたため、財政状況が厳しい地方公共団体は活用が難しい等の課題が発生しており、また、消費者行政に対する措置額は、当該交付金導入前の平成29年度に比べ年々減額されている。さらに、平成26年度に定められた活用期限の制度により、各地方公共団体で行っている推進事業費事業が活用期限を迎えている。これらの事情により、地方公共団体は事業を廃止しないしは縮小しなければならないという事態が発生していると聞き及んでおり、今後そのような事態がさらに深刻になるおそれがある。 推進事業費分を活用している消費生活相談員人件費について、県内では令和6年度末に3自治体が、令和7年度末に9自治体が消費生活相談員人件費の活用期限を迎える。 国がこのような事態への対応を取らないまましていると、消費生活相談員の任用継続の課題だけでなく、地方消費者行政の衰退につながる。 また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

